

このニュースレターは、日本F H協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知つておいてもらいたい1つないし2つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。

高校生の通学費・塾費（特別育成費）、冷暖房費について

「児童福祉法による児童入所施設措置児童国庫負担金について」通知の施行についての内容は、ニュースレター6号（1月）でお知らせいたしましたが、上記高校生への支援の充実等については措置費扱いのため、すぐに請求はできるのですが、各都道府県によって、扱いが異なることが分かりました。

措置費としてすぐに対応ができない各県についてはおおむね、**年度末に一括して請求することになります**ので、その旨お知らせいたします。その時点で領収書が必要になりますので保管をしておいてください。

なお ニュースレター6号の内容は

高校生への対応が充実する予定です。

補習費（特別育成費）の充実

大学進学を推進するため、「特別育成費」の「補習費」を月額15,000円から月額20,000円（高校3年生については25,000円）に増額する。

通学費（特別育成費）の実費分の支弁（新規）

児童養護施設等入所者の学習機会を確保するため、「特別育成費」に「通学費」を新設し、通学にかかる実費を支弁する。

冷暖房費の創設

夏期の冷房費用を支弁することとし、通年の「冷暖房費」を創設する。

* これに伴い事務用採暖費、児童用採暖費、寒冷地加算を廃止する。

特別育成費の適正化

これまでの定額支弁を実費支弁（ただし、現行の単価を上限とする。）に変更し、特別育成費の適正化を図る。 * 新設する通学費を除く

<注 意> 特別育成費は、上限付きの実費払いに。

特別育成費（高校生）については従来の支弁額の年間の支給額（公立 274,920 円、私立 406,920 円）を超えない範囲で支給されます。特に新学期などに多額の費用（教科書、部活費やユニフォーム、体操服など実費）がかかりますが、これまで同様、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁可能です。

詳しくは各ブロック理事さんを経由してご説明いたします（11月の運営会議）が、それまでにご質問がありましたら、副会長宮本（090-4070-6064）まで。